

# 綱紀委員会規程

公益社団法人福岡県宅地建物取引業協会の定款第12条及び同施行規則第16条にもとづき、理事会の決議を得て、この規程を定める。

## (目的)

**第1条** 本委員会は本会の表彰及び懲罰の実施に公正適切な処置を期するため、会長の諮問に応じ、その諮問事項を審査し、答申することを目的とする。

## (構成)

**第2条** 本委員会の委員は、支部長が委員1名を推薦し、理事会の選任を得て、会長が委嘱する。

2 前項の場合において、支部長は次の各号に該当する者を推薦しなければならない。

(1) 次の役職に就いていない者（直近において就任予定者も含む。）

ア. 理事及び監事

イ. 相談所運営委員

ウ. 人材育成委員

(2) 不動産相談員の資格を有する者（定年不動産相談員も含む。）であって、代議員の経験がある者

3 委員長及び副委員長は、会長が指名する。

## (任期)

**第3条** 本委員会委員の任期は、本会役員の任期に準ずる。

2 委員に欠員を生じたときは、その所属支部において、前条第1項の手続により補充するものとする。

3 前項の規定により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (職務)

**第4条** 本委員会は、第1条の目的を達成するため、会長の諮問にもとづき次の各号の審査を行なう。

(1) 会員の懲罰に関する事項

- (2) 表彰に関する事項
- (3) 役員解任に関する事項
- (4) その他会長が諮問する事項

#### (職務処理の原則)

**第5条** 本委員会の委員は、その職務を行うとき、私心を交えることなく公平かつ厳正を旨とし、かつ本会の秩序と人権の擁護を忘れてはならない。

#### (懲罰の種類)

**第6条** 本会会員の懲罰は次の通りとする。

- (1) 警告
- (2) 戒告
- (3) 会員権の一時停止
- (4) 除名

2 会員権の一時停止の期間は、1年以内をもって定める。

3 理事会が、本会会員に除名相当とする処分決定を行ったときは、社員総会において除名処分の理非が明らかになるまで、当該会員の会員権は理事会決定から一時停止される。

#### (聴問会)

**第7条** 本委員会は、会員及び会員所属従業員に関する審査を行なうときは、聴問会を開き、当該会員及び会員所属従業員を出席させて弁明並びに証拠提出の機会を与えなければならない。

2 本会が呼出状を発信したにもかかわらず当該者が正当な理由なく欠席したときは、委員会は審査を終結することができる。

#### (採決の方法)

**第8条** 会員の懲罰及び役員解任に関する採決は、無記名投票とし、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とし、投票の結果はこれを記録する。

2 前項以外の採決は、出席委員の過半数の賛成をもって決し、採決の結果はこれを記録する。

#### (小委員会の設置)

**第9条** 本委員会は、表彰並びに懲罰事項について必要あるときは、小委員会を設置することができる。

**(審査の終結)**

**第10条** 委員長は、本委員会において審査事項の審査を終結したときは、その経緯並びに結果を会長に文書をもって答申するものとする。

**(非公開)**

**第11条** この委員会の表彰並びに懲罰に関する会議は、これを公開しないものとする。

**(秘密の保持)**

**第12条** 本委員会は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 本委員が、その職務を離れたのちも同様とする。

**附 則**

- 1 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。
- 2 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和2年12月16日から施行する。